

1 事業名

所沢市安全・安心な学校と地域づくり推進本部条例の一部改正

2 事業の概要

所沢市安全・安心な学校と地域づくり推進本部を見直し、安全・安心な学校と地域づくり推進事業及びいじめ防止対策推進法第14条に基づくいじめ防止対策連絡協議会としての機能を合わせ持った組織からいじめ問題対策機能に特化した会議体とするため、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても、必要に応じて同様の条例改正を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

いじめ防止対策推進法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第26号 所沢市安全・安心な学校と地域づくり推進本部条例の一部を改正する条例

◎所沢市安全・安心な学校と地域づくり推進本部条例の一部改正

所沢市いじめ問題対策連絡協議会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項の規定に基づき、所沢市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進にすることとする。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員15人以内で組織する。

2 会長は市長をもって充て、副会長は教育長をもって充てる。

3 略

(会長及び副会長)

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

所沢市安全・安心な学校と地域づくり推進本部条例

(設置)

第1条 学校が地域と連携して学校内外における児童生徒の事件、事故及びいじめの防止等を図ることにより安全・安心な学校と地域づくりを推進するものとして、かつ、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づきいじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るものとして、所沢市安全・安心な学校と地域づくり推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 安全・安心な学校と地域づくりの施策の推進に関すること。

(2) 法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関すること。

(3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員50人以内で組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は教育長をもって充てる。

3 略

(本部長及び副本部長)

第5条 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(会議)

第6条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

◎所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第2項関係）

別表第1（第2条関係）

行政委員会及び附属機関の委員等

職名及び区分	報酬額
略	
<u>いじめ問題対策連絡協議会委員</u>	略
略	

別表第1（第2条関係）

行政委員会及び附属機関の委員等

職名及び区分	報酬額
略	
<u>安全・安心な学校と地域づくり推進本部委員</u>	略
略	